

愛知県労働保険指導協会だより

平成24年秋季号



女性労働基準規則改正／雇用保険暫定措置2年延長… 2p

職場のいじめ・嫌がらせの防止・解決… 3p

改正育児・介護休業法が全面施行／障害者雇用率が引き上げ… 4p

労働者派遣法改正… 5p

過労死の労災認定（裁判事例）… 6p

災害に備える危機管理… 7p

平成24年2期
労働保険料の納期です

指定期限までに
ご納付をお願いします



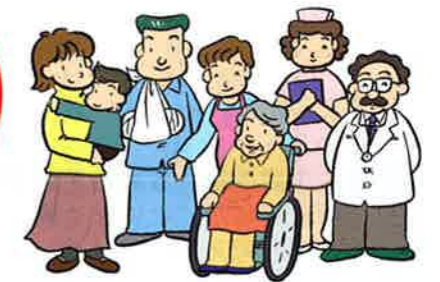
経営者の方も 労災保険に入りましょう！

個人事業主、個人事業主の家族従事者
法人代表、法人役員の方が
お仕事中にケガ（病気）をしたら……

↓
労災保険が
適用されません



↓
別途申込みをすれば
労災保険が適用になります
（特別加入）



詳しくは当会へ 052-249-4334（代表）

当会にて社会保険（厚生年金・健康保険）のお手続きをいたします。お電話ください。

(TEL) 052-249-4334

編集と発行 労働保険事務組合 愛知県労働保険指導協会

〒460-0008 名古屋市中区栄4-17-20-305 電話：052-249-4334 FAX：052-249-4335

E-mail：info@aichi-kyoukai.com URL http://www.aichi-kyoukai.com/